



2023年4月18日

各位

会社名 株式会社 大 冷
代表者名 代表取締役社長 富田 史好
(コード番号:2883 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役管理統括本部長 黒川 岳夫
(電話番号:03-3536-1551)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2023年4月18日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除いた業務執行取締役。以下「対象取締役」という。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入するため、本制度に関する議案を2023年6月16日開催予定の第52回定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

本制度の導入は、対象取締役の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確にし、業績の向上による持続的成長と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的としております。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、1事業年度（以下「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、2023年4月1日から2024年3月31日の1事業年度とし、当初の対象期間終了後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各対象期間終了直後に開始する1事業年度を新たな対象期間として、業績連動型株式報酬制度を実施することができるものとする。）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の株式報酬制度です。

したがって、業績連動型株式報酬制度は上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式を交付するものであることから、当該制度の導入時点では、株式を交付するか否かおよび交付する株式の数は確定しておりません。また、株式の交付にあたっては、対象期間終了後に自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。（※1）

本制度の導入により、対象取締役の報酬は、従来の基本報酬（※2）に、本制度に基づく業績連動型の「株式報酬」を加えた構成となります。なお、本制度による株式報酬は、2019年6月18日開催の第48回定時株主総会において決議された取締役の報酬限度額（年額2億5,000万円）とは別枠として本株主総会に提案します。

（※1）ただし、対象期間中に対象取締役が退任又は就任した場合、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役又はその相続人等に交付する当社普通株式の数および交付の時期を調整します。また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求（以下「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（た

だし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。)、対象期間における当該承認の日までの期間に応じて当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役に対して交付する当社普通株式の数および交付の時期を調整します。

- (※2) 基本報酬は金銭報酬であり、役位毎に職責に応じた年俸を定め、当社の業績や経営内容、取締役本人の成果・責任の実態などを総合的に考慮して取締役会の協議により決定しております。

(2) 本制度の仕組み

本制度の具体的な仕組みは以下のとおりです。

① 支給する財産

本制度は、当社普通株式による支給割合を全体の75%とし、支給取締役等が負担する所得税額等を考慮し、金銭による支給割合を全体の25%といたします。

② 支給限度総額および交付上限株式数

本制度の対象期間における支給限度総額は、年額1億円とし、交付上限株式数は50,000株以内といたします。(※3)

③ 個別株式支給数

基準支給金額(※4) × 75% ÷ 当社株価(※5) (※6)

(上記算定の結果、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。)

④ 個別金銭支給金額

基準支給金額(※4) × 25%

(上記算定の結果、1円未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとします。)

⑤ 当社普通株式の交付方法

本制度による当社普通株式の交付方法は、自己株式の処分により行うものとします。

(※3) ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割(株式無償割当てを含む。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整されます。

(※4) 対象期間における当期純利益見込額(本制度の支給額控除前の金額)の5%を総額として、個別の基準支給金額は社外取締役に一任いたします。

(※5) 本制度の支給を決議する取締役会の前営業日における当社普通株式の終値を基準といたします。

(※6) ただし、計算の結果として算出される個別株式支給数の合計株数(以下「最終交付株式総数」という。)が各対象期間の上限である50,000株を超える場合には、最終交付株式総数が50,000株となるよう、当社取締役会において定める合理的な方法に基づき、対象取締役に対して交付する当社普通株式の個別株式支給数を調整します。

以上